

事業主の皆さまへ

# 日本年金機構からのお知らせ

## 被扶養者異動届の添付書類を省略する場合、「続柄確認済み」の✓を忘れずに

- 平成30年10月から「健康保険被扶養者（異動）届」に添付する証明書類の取扱いが変更になりました。
- 変更後は、原則、「身分関係」「生計維持関係」各々の内容が確認できる書類の添付が必要です。ただし、次の二つの要件を**いずれも**満たすと、身分関係の確認ができる書類の添付を省略できます。

- ・事業主が、戸籍謄本等により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認し、届書の備考欄「**続柄確認済み**□」に**チェックマーク（✓）**が付されている。  
（備考欄に「続柄確認済み□」の記載がない届書の使用時は、同欄に「続柄確認済み」と記載）
- ・届書にマイナンバーが記載されている。

## 被保険者が退職したときは届出が必要です

- 被保険者が退職したときなど、被保険者に該当しなくなった場合には「**被保険者資格喪失届**」を5日以内にご提出ください。
  - ・被保険者が退職したときの資格喪失日は、「退職日の翌日」です。  
（例）3月31日付退職 → 資格喪失日は4月1日
  - ・「協会けんぽ」に加入していたときは、次の書類を必ず添付してください。  
健康保険被保険者証または高齢受給者証等（本人および家族の分）
- 詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

## 「ねんきんネット」で将来の生活設計について考えてみませんか？

- 「ねんきんネット」の便利な機能
  - ・年金受給開始を遅らせる場合などの年金見込額の試算
  - ・電子版「ねんきん定期便」の確認
  - ・全期間の年金記録の確認
  - ・通知書の再交付申請
- 24時間いつでも、パソコンやスマートフォンで利用できる「ねんきんネット」を**将来の生活設計**にご活用下さい。
- 基礎年金番号**とねんきん定期便などでお知らせしている「**ねんきんネットのアクセスキー**」等を入力いただくことで**簡単に登録**できます。ぜひ登録いただきますよう従業員の皆さまへ周知をお願いします。



ねんきん太郎  
「ねんきんネット」マスコット



スマートフォンでのご利用登録の方はこちら

詳しくはWEBで！

ねんきんネット

検索

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

## Twitter（ツイッター）による情報発信のお知らせ

日本年金機構ではツイッター（アカウント：@Nenkin\_Kikou）による情報発信をしています。各種手続きやお送りする通知書の情報など、公的年金に関する様々な情報を発信していますので、ぜひご利用ください。



日本年金機構  
Japan Pension Service

### ◆年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生年金及び国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、会社の事業主や市町村等からの推薦により厚生労働大臣が委嘱します。活動範囲により、「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に適用事業所内、「地域型」は自治会などの地域において活動していただいております。  
**年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ、年金委員の推薦をお願いいたします。**  
 ※詳しくは、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

### ◆年金相談の時間延長と週末相談のご案内

山口県内の各年金事務所では、年金相談の時間延長と週末相談を行っています。

- 平日（休日明けを除く） 8：30～17：15
- 月曜日（休日明けの初日） 8：30～19：00  
⇒3月4日、11日、18日、25日
- 週末相談日（第二土曜日） 9：30～16：00  
⇒3月9日

平成31年3月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

※山口県内の各年金事務所・[防府年金相談センター](#)（山口年金事務所管理）では、**窓口の一部を予約制**にしています。

予約の申し込みは「**予約受付専用電話**」へ！！ **0570-05-4890**

予約受付専用電話に繋がらない場合は、各年金事務所（下記及び出張相談所開設のご案内の電話番号）までお問い合わせください。

- ・山口年金事務所（予約 ☎ 083-922-5660）
- ・下関年金事務所（予約 ☎ 083-222-5587）

### ◆出張相談所開設のご案内

日	時	会場	管轄年金事務所
3月19日（火）	10:00～16:00	豊浦総合支所	下関年金事務所
3月22日（金）	10:00～16:00	豊田総合支所	
3月28日（木）	10:00～16:00	豊北総合支所	
3月13日（水）	9:30～15:30	【予約制】光市役所	徳山年金事務所 (☎0834-31-2152)
3月22日（金）	10:00～16:00	【予約制】田布施町役場	
3月27日（水）	9:30～15:30	【予約制】下松市役所	
3月13日（水）	9:30～15:30	【予約制】美祢市民会館	宇部年金事務所 (☎0836-33-7111)
3月14日（木）	10:00～16:00	【予約制】柳井市役所	岩国年金事務所 (☎0827-24-2222)
3月19日（火）	10:00～16:00	【予約制】周防大島町久賀総合センター	
3月28日（木）	10:00～16:00	【予約制】柳井市役所	
3月14日（木）	10:00～15:00	【予約制】長門市役所	萩年金事務所 (☎0838-24-2158)
3月20日（水）	10:00～12:00	【予約制】萩市役所田万川総合事務所	
3月28日（木）	10:00～15:00	【予約制】長門市役所	

徳山年金事務所、宇部年金事務所、岩国年金事務所、萩年金事務所管内での出張年金相談は、**【予約制】**となっています。事前に管轄年金事務所へ電話で予約をお願いします。

※相談にお越しの際には、**年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険被保険者証**などの、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。本人以外の方が相談される場合には、本人からの**委任状**とお見えになる方の本人確認ができる**証明書（運転免許証等）**が必要です。